

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 希望委員による岡山県中央児童相談所見学

1 日時

平成18年2月10日（金）午後2時

2 参加者

13人（男性9人，女性4人）中7人（男性6人，女性1人）の委員が参加

3 見学等

岡山県中央児童相談所会議室において岡山県中央児童相談所総務課長等から概況説明等を受けた後，施設内を見学した。

第2 意見交換等

1 日時

平成18年2月10日（金）午後3時30分から午後5時05分

2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

3 出席者

13人（男性9人，女性4人）中11人（男性8人，女性3人）の委員が出席

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 意見交換等

ア 前回に引き続き「成年後見制度をとりまく現状と課題について」をテーマとして，前回の意見交換の中心となった(ア)広報の充実，(イ)鑑定人の確保，(ウ)裁判所の成年後見の事務処理の迅速化への取組み，(エ)第三者後見人の確保の4点に絞って意見交換がされた。

なお，意見交換では，次のような意見等が述べられた。

【広報の充実・裁判所の成年後見の事務処理の迅速化への取組み関係】

- 前回の家裁委員会の際の意見を参考にして，「岡山後見ファイル」というものを作成した。これは未だ完全なものではないが，事務処理の効率化の問題と併せて裁判所から利用者に対する広報活動の一環という二つの機能を備えている。このファイルは，後見の申立てをしようとしてされている方に後見制度の意義を理解してもらい，誰でも申立てが可能となることを目指して作成したもので，ファイル方式にして貸し出すのは，多分，岡山家裁が始めてではないかと思う。また，同ファイルの別冊として「成年後見申立ての手引き」も作っており，まず相談に来られたら「成年後見申立ての手引き」をよく読んでいただいた上で後見の申立てをしたいという意向の方に「岡山後見ファイル」を1か月程度貸し出すということを考えている。おって，貸出しは，2月13日から岡山家裁本庁で申立てに来られた方への貸出しを試しに行うことを考えている。

「岡山後見ファイル」の内容は，申立ての手引き，記載要領，申立てのために作成する書類群，申立てのために準備する書類群，書類の確認，裁判所の確認，そして，資料ファイルとなっている。特徴は，申立てのために作成する書類群で，左側に後見開始申立記載例，その右側に申立書を入れている。それ以外にも左側の記載例を見ながら，右側の紙を抜き取って，記載していけば自然に記載できるようになっている。

また，迅速処理ということも家裁に求められているので，今は家裁調査官が申立人に時間を掛けて調査をしているが，これからはできるだけ当事者の方からどういう経緯で申立てに至ったかというあたりを，その後に入れている事情説明書等で書いていただくことになる。そういうものに続いて，その後ろに申立てのために準備する書類

群を綴っていただくようになっている。

そして、そういうものが揃えば家庭裁判所へ電話を架けてもらい「何月何日に家裁の方へ行きたい。」と申し出ていただくと、申立ての受付をした後に、調査官が即日調査に着手することを考えている。

広報の点では、いずれ電子データ化してホームページに掲載できればとも考えているのと、申立てに来られた方に対して説明用DVDを用意して、それを見ながら後見のシステムの案内を行いたいとも思っている。

- 大変素晴らしいものを作ってください、御苦労は大変だったと思う。見させていただいて、全般的に字も大きし、分かりやすいし、使いやすくもあるのだろうと思うが、今までの家裁での説明などもしながらこれを利用していただきたい。ファイルを使ってポイントを説明をして、貸し出すと一段と分かりやすくなると思う。
- 素晴らしいものができていると感心した。付け加えて言えば、もう少し用語の説明を平易な表現にするのが良いかと思う。それから、イラストのようなものを入れるとビジュアル的にも柔らかくなって良いと思う。記載要領のあたりは左と右を見ながらできるというのは書きやすく大変参考になると思う。こういったものを公共機関とか、施設、病院とかといったところに置いていただければ、制度が広まっていくと思う。
- 施設の方とか市町村の相談の窓口の方に最初から渡しておくとも非常に有効に活用されるのではないかと思う。ただ用語などが一般の方には少し難しく、ファイル自体が少し重いかと思う。
- 地域包括支援センターの関係、あるいは障害者自立支援の関係で、裁判所から講師を派遣して後見制度の話もしている。
- 地域包括支援センターは、昨年の介護保険制度の改革の一つの大きな柱として、寝たきり老人を作らない予防型システムに変えていこうということで、総合的なマネージメントや相談機能を担う機関として4月1日に全市町村に設置されるもので、今後は、このセンターが家裁とをつなぐ役割をしていくのではないかと考えている。
- 地域包括支援センターは老人を対象ということだが、岡山県の場合は障害者もそこに入れていこうという将来的な考え方があるので、介護予防という地域ケアのシステムがこれからはできてくるのではないかと思われる。
- 成年後見制度について取材をし、問題点なども浮き彫りにした検証記事が書ければと思う。それによって一般の方にも関心を持ってもらえるのではないかと思う。

【鑑定人の確保関係】

- 前回、鑑定人候補者となる精神科医は、老人専門の方、子どもが得意な方、成人の障害について得意な方がいるので、リストを作るときにそのあたりを分けたらどうかとの提言があったが、これは裁判所としても非常にありがたい提言なので、新しいリストを作るときにはその方向でと考える。
- 鑑定書の様式が決まっていれば、その中に打ち込んでいけばできるので、そういう形が医師は欲しい。

【第三者後見人の確保関係】

- 第三者とは、親族等以外の適法適正な後見事務を実行できるような弁護士等の有資格者を前提としている。財産がかなりある場合に親族の方を後見人に選ぶと誘惑が高いものになりがちなので、親族以外の方を後見人に選ぶ必要性が高い。第三者後見人を確保しようとしても申立の件数に比べて、そういう有資格者の数は限られている。また、後見人の権限は財産管理と監護の方と二つあるが、危険は主に財産の問題になるので財産の部分だけを、第三者後見人にと考えたり、大きい財産が動くときだけ有資格者をお願いすることも考えたりして対応しようかと現時点では考えている。
- 障害者にとっては身上監護部分が重要であるので、身上監護の部分についても第三

者の受け皿がいるのではないかと思う。

- 後見人を法人にお願いする場合には、法人の中には弁護士以外にも社会福祉士とかの資格のある方がいるので、監護の方は、例えば弁護士と社会福祉士の二人を後見人に選任してケアしてもらえるようにはなっている。ただ費用的な面を考えなければならぬ。

イ 次回からのテーマ「児童虐待」の導入として、委員から児童自立支援施設についての紹介が行われた。

5 次回の岡山家庭裁判所委員会について

今回は、7月3日に児童虐待をテーマとして開催することとなった。